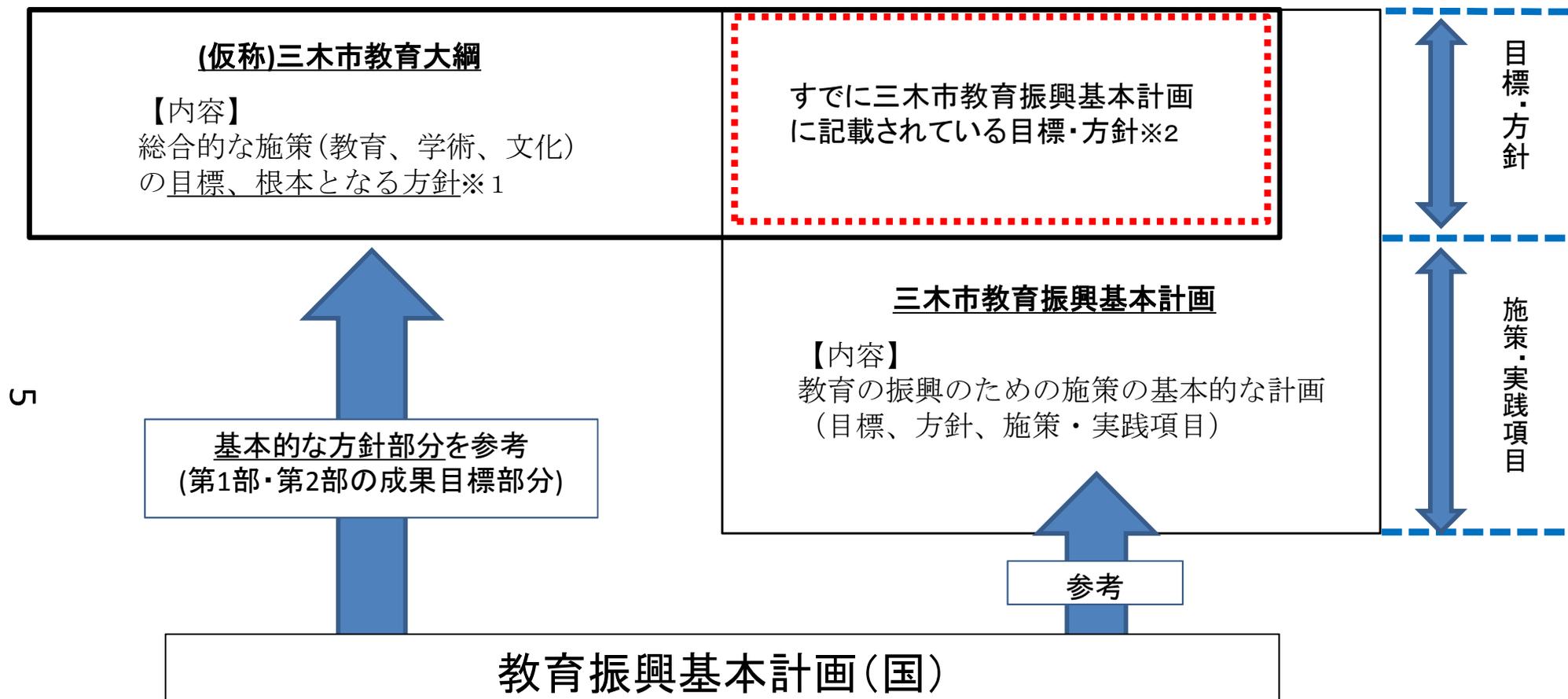


(仮称)三木市教育大綱と三木市教育振興基本計画の関係と大綱策定の意義

近年の教育行政において、福祉や地域振興等、市長の権限に属する事項との密接な連携が必要となっている。
また、教育委員会の所管事項においても、市長に予算の編成等の重要な権限がある。これらのことから、民意を代表する市長と、教育委員会が三木市の教育、学術、文化の振興に関する課題や方向性を共有し、民意をより一層反映した総合的な施策の目標や根本方針を策定する。



※1 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない(平成26年7月17日付け文部科学省通知)

※2 目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合は、別途大綱を策定する必要はない(同通知)